

宮城県監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成17年度第1四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成17年 8月 5日

宮城県監査委員 菊 地 浩  
宮城県監査委員 藤 原 範 典  
宮城県監査委員 阿 部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
地方機関	
総務部	
公務研修所	4月27日
宮城大学	6月30日
塩釜県税事務所	6月17日
消防学校	6月16日
環境生活部	
原子力センター	4月27日
食肉衛生検査所	6月 9日
保健福祉部	
古川地域子どもセンター	5月31日
石巻地域子どもセンター	4月19日
障害者更生相談所	4月20日
精神保健福祉センター	5月27日
拓桃医療療育センター	6月14日
産業経済部	
白石高等技術専門校	5月18日

石巻高等技術専門校	5月31日
古川農業試験場	5月16日
畜産試験場	5月16日
水産研究開発センター（水産加工研究所含む）	5月17日
気仙沼水産試験場	6月10日
内水面水産試験場	4月18日
栽培漁業センター	5月17日
土木部	
仙台東土木事務所	6月17日
中南部下水道事務所	5月18日
栗原地方ダム総合事務所	6月 2日
仙台港背後地土地区画整理事務所	5月16日
教育庁	
大河原教育事務所	4月20日
仙台教育事務所	4月28日
古川教育事務所	4月22日
栗原教育事務所（旧築館教育事務所）	6月 6日
泉が岳自然の家（旧泉が岳青年の家）	4月22日
松島自然の家（旧松島野外活動センター）	5月27日
蔵王自然の家（旧蔵王少年自然の家）	6月30日
志津川自然の家（旧志津川海洋青年の家）	6月28日
角田高等学校（旧角田女子高等学校含む）	5月24日
第二女子高等学校	5月19日
白石女子高等学校	5月18日
古川黎明高等学校（旧古川女子高等学校）	6月 3日
松島高等学校	5月30日
村田高等学校	6月10日
矢本高等学校	5月19日

岩出山高等学校	6月 8日
田尻高等学校	5月27日
岩ヶ崎高等学校	5月26日
佐沼高等学校	5月27日
仙台向山高等学校	5月19日
多賀城高等学校	6月14日
仙台西高等学校	6月14日
宮城広瀬高等学校	5月24日
石巻西高等学校	5月18日
気仙沼西高等学校	5月26日
迫桜高等学校	5月26日
貞山高等学校	6月14日
柴田農林高等学校	5月25日
伊具高等学校	5月24日
河南高等学校	5月16日
南郷高等学校	5月19日
上沼高等学校	5月30日
白石工業高等学校	6月 1日
石巻工業高等学校	5月31日
鶯沢工業高等学校	5月16日
米谷工業高等学校	5月12日
第二工業高等学校	5月24日
西多賀養護学校	6月 8日
金成養護学校	6月 3日
名取養護学校	5月25日
警察本部	
仙台北警察署	6月15日
仙台東警察署	6月 7日

泉警察署	6月15日
塩釜警察署	6月7日
石巻警察署	5月31日
気仙沼警察署	6月2日
河北警察署	5月31日
志津川警察署	6月1日
若柳警察署	6月8日
築館警察署	6月8日

## 2 監査結果

平成16年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。その結果は別紙のとおりです。

### 記

#### (1) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、自動車税等については、督促状、催告書を発付した後、速やかに県税納付催告書（差押予告）を送付したり、電話催告を実施するなど、早期納付を促すとともに、勤務先調査や滞納処分等を積極的に実施するなど、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

#### 平成16年度県税収入未済額

現年度分	131,855千円
過年度分	469,921千円
合計	601,777千円

#### (2) 拓桃医療療育センター

歳入歳出外現金において、平成15年度以前に受け入れた所得税が現在も払い出されていないものが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。また、現在払い出されていないものの中で、受け入れた根拠が不明なものも認められたので、早期に原因を究明し、適

切な事務処理を行う必要がある。

払い出しの事務処理がなされていないもの

金 額 55,090円

(平成16年2月分医師謝金の所得税 2件)

受入れ根拠が不明で事務処理もなされていないもの

金 額 18,669円